

平成23年三条市議会第5回定例会請願文書表

受理番号	第 24 号	受 理 年 月 日	平成23年12月9日
件 名	公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める請願		
紹介議員	武 藤 元 美 君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>政府の税と社会保障の一体改革は、年金の更なる改悪を国民に押し付けるものであり、その内容を周知する時間を保証せずに強行することは、断じて許せない暴挙であります。</p> <p>その年金改悪は、2.5%の特例水準を3年程度で解消するといひ、既に時効だとする我々の主張を無視し、支給額を引き下げるものです。</p> <p>その上マクロ経済スライドを毎年発動し、0.9%の引下げを続け、支給開始年齢を68歳～70歳まで引き上げるなど、厳しい高齢者の生活実態を無視した改悪で断じて許せません。</p> <p>今、高齢者は政府の資料でも単身世帯で年収50万円～100万円未満が最も多く、150万円未満が半数以上であり、税や社会保険料の増額で、使える金は減少の一途をたどっています。老齢基礎年金のみの受給者860万人の実に43.9%は65歳を待たずに前倒しで減額受給しており、支給開始年齢の引上げも、年金額の引下げもできる状況にはありません。</p> <p>そもそも、現在の公的年金の行き詰まりは、10年以上にわたり労働者・国民に負担を負わせ、グローバル企業を支援してきた政治がもたらした結果であり、その責任を高齢者に転嫁するなどあってはなりません。</p> <p>我々は係る状況を改善するために、貴議会において国宛てに次の事項を求める意見書を提出されるよう請願します。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年金2.5%の引下げ反対、デフレ経済下のマクロ経済スライドの発動をやめること。 2 年金支給開始年齢の更なる引上げをしないこと。 3 低年金者への加算は生活できる十分な額にすること、また無年金者にも給付すること。 4 受給資格期間を短縮した場合、現在の無年金者にも必ず適用すること。 5 消費税大增税、社会保障目的税化は絶対に行わないこと。 			

付託委員会

市民福祉常任委員会